

令和8年6月10日

東京学芸大学教育学部
人文社会科学系長
菅 美弥（公印省略）

テニユアトラック教員の公募について

1. 職名及び人数 講師または准教授 1名
2. 所属組織 研究組織：人文社会科学系 人文科学講座 歴史学分野
教育組織：社会科教室
※改組等により，所属する研究組織若しくは教育組織が変更される場合がある。
3. 専門領域 日本古代史または日本中世史（古代史および中世史に跨る研究業績を有することが望ましい）
4. 職務内容
(1) 学部生並びに大学院生の教育・研究指導
主な担当科目：
(学部) 日本史概論A，日本史研究A，日本史研究と歴史教育A，日本史演習A-I・A-II・B-I・B-II，社会科研究，社会科カリキュラム論，社会科教材論（教職大学院）社会科の内容構成開発と実践、社会科における教材・活動研究
(2) 日本古代史または日本中世史に関する研究
(3) 教員養成及び大学運営に関する業務
5. 応募資格
(1) 博士の学位又はそれと同等の研究業績を有すること。
(2) 授業及び職務遂行に支障のない日本語能力を有すること。
(3) 本学が教員養成系大学であることを理解し，関連業務に積極的に従事できること。
(4) 担当科目について，教職課程認定上必要とされる教育又は研究上の業績を有していること。
(5) 小学校または中学校社会科または高等学校地理歴史科の教育職員免許状（1種免許状）を有することが望ましい。
6. 採用予定日 令和9年4月1日
7. テニユアトラック期間 5年（令和14年3月31日まで）
※ただし，テニユアの付与に係る審査の結果，テニユアトラック期間を延長することが認められた場合は，3年を限度として延長することができる。

8. 試用期間 なし

9. 勤務形態・給与等

- (1) 専門業務型裁量労働制（週 38 時間 45 分相当，1 日 7 時間 45 分相当）
休日：土・日曜日，祝日，年末年始
- (2) 東京学芸大学大学教員年俸制給与規則を適用
- (3) 文部科学省共済組合，厚生年金，雇用保険及び労災保険に加入

10. 提出書類

- (1) 履歴書 1 通（写真貼付，連絡先の電話番号及び e-mail アドレスを必ず明記）
- (2) 研究業績一覧（①著書，②論文，③教育実践記録等，④その他に分けて記入。査読の有無を明記）
- (3) 主な研究業績 5 点（コピー可）
- (4) 担当授業科目に関する研究業績等一覧（[別紙様式](#)）
- (5) 教育業績一覧
- (6) 社会貢献・学会活動実績一覧
- (7) 研究活動の概要と今後の研究及び教育に対する抱負（2000 字程度）
- (8) 「日本史概論 A」（日本古代史～中世史を対象、7 週 1 単位）と「日本史研究と歴史教育 A」（14 週 2 単位）の授業シラバス各 1 通（様式任意）

11. 提出期限 令和 8 年 8 月 31 日（月）必着

12. 選考方法

- (1) 東京学芸大学教員選考規程に基づいて行う。
- (2) 本学の教員の選考においては，男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の精神を尊重し，業績等の評価において同等と認められた場合には，女性を積極的に採用する。
- (3) 本学は国籍，障がい等による差別を排除し，公平な選考を行う。
- (4) 必要に応じて面接（模擬授業等を含む）を行う。
- (5) 選考結果については，選考が終了次第本人宛に通知する。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。
- (7) 応募に関わる費用（面接等の旅費を含む）は応募者の負担とする。
- (8) 海外在住等により，書類等の提出が難しい場合には，「15. 問い合わせ先」へ問い合わせること。

13. 書類送付先

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1
東京学芸大学人文社会科学系長 菅 美弥
封筒の表に「人文科学講座教員応募書類」と朱書きする。

14. テニユア審査

テニユア教員（任期を付さない雇用）への採用は，テニユアトラック期間終了年度にテニユア審査を実施します。

なお、中間評価を3年目までに実施し、中間評価において特に優れた業績をあげたテニ
ュアトラック教員は、任期途中でもテニユア教員に採用されることがあります。

15. 問い合わせ先

東京学芸大学人文社会科学系 歴史学分野主任 及川英二郎

メールアドレス：egikawa@u-gakugei.ac.jp

件名には必ず「教員公募について」と記入すること。

なお、「9. 勤務形態・給与等」については、下記に問い合わせてください。

東京学芸大学総務部人事課人事係

メールアドレス：jinjika@u-gakugei.ac.jp

16. その他

- ・提出いただいた個人情報は当公募の選考にのみ利用します。
- ・受動喫煙防止措置として、屋外指定喫煙場所以外は敷地内禁煙としております。